平成２６年（フ）第５８１６号
東京都練馬区南大泉３丁目９―８
債務者　碇屋　允規
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８１８号
東京都板橋区常盤台１丁目60―１―304
債務者　畑崎　光雄
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８２１号
東京都世田谷区喜多見１丁目18―19　たまリバーサイドⅠ―201
債務者　波多野　茂
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８２５号
東京都中野区本町４丁目22―６―102
債務者　柳沼　健太
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８２８号
東京都新宿区西落合２丁目１―15―304
債務者　能津　正江
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８２９号
東京都目黒区東山３丁目14―５―102
債務者　鈴木　雅也
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８３１号
千葉県松戸市高塚新田620―72
債務者　増子ケイ子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８３３号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保241―65―203
債務者　加藤　宣行
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５５号
神奈川県海老名市国分北３丁目４番35号　レフィナードＣ102
債務者　倉橋美智代
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９３０号
横浜市中区末吉町１丁目３番地　第２末吉ビル401号室
債務者　磯　　敏男
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９３１号
横浜市中区末吉町１丁目３番地　第２末吉ビル401号室
債務者　台丸谷ひろ子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８０号
静岡県浜松市西区雄踏町宇布見8316番地の１コーポ中村101、前住所静岡県浜松市西区舞阪町長十新田308番地の11
債務者　星野　　諭
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第５７７５号
東京都世田谷区玉川３丁目20―２　マノア玉川第３―402
債務者　中山　　泰
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５５号
静岡市駿河区中島825番地の２　ディーフレアヒラタＢ103号
債務者　沢田　俊次
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５６号
静岡市駿河区中島825番地の２　ディーフレアヒラタＢ103号
債務者　沢田　久子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部